

一般医療機器
歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー（JMDNコード 16670000）

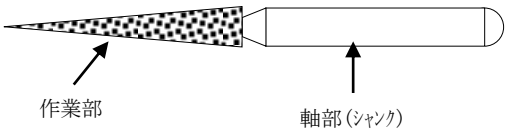
ビビデントFGデンタルダイヤモンドバー

【形状・構造及び原理等】

1) 成分

- ①軸部及び基材部：ステンレス鋼
②作業部：ダイヤモンド砥粒
ニッケルメッキ

2) 構造



- ①軸部の規格：JIS T 5504-1、軸部 φ1.6 mm FG 用
軸部(シャンク)長さ：スタンダード、ショート
②作業部：ダイヤモンド粒子の粗さ

種類	判別	呼び粒度 JIS T 6505-9
レギュラー	なし	標準
コース	ゴールド	コース

【使用目的、効能又は効果】

ダイヤモンド研削材で、歯及び歯科補綴物等の研削、研磨に用いる。

【操作方法又は使用方法等】

歯科用駆動装置及びハンドピース又は歯科技工用回転機器に装着し、回転させて、ソフトタッチで断続的に被研削物に押し付けて研削、研磨します。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1) ハンドピース(タービン)メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2) 予め患者の口腔外で回転させて、振れがないことを確認すること。
- 3) 頭部の細い、長い、大きい形状の物は、折れたり曲がったりすることがあるので無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- 4) 歯髄為害防止のため、注水下でソフトタッチ(フェザータッチ)で使用する。

【使用上の注意】

1) 使用注意

- ①指定(製品の被包又は説明書に記載)の回転数を超えて使用しないこと。
- ②損傷、変形(錆、表面キズ、曲がり、汚染)等のあるものは、使用しないこと。
- ③目の損傷を防ぐために、保護メガネなどを使用すること。
- ④再使用する際には、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、オートクレープ、ケミクレープ又はEOGによる滅菌若しくは薬剤による消毒をすること。なお、塩素系消毒剤は、使用しないこと。また、清掃液・消毒液・滅菌器については、各製造業者の指示に従い、正しく使用すること。
- ⑤本材は【使用目的、効能又は効果】の項及び説明書に記載の用途以外には使用しないこと。
- ⑥本材は、歯科医療有資格者以外には使用しないこと。

【貯蔵・保管方法及び使用期限等】

[貯蔵・保管方法]

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧(物理的負荷)及び汚染を受けないように保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【包装】

- 1) 5 本入り

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売元：日本精機宝石工業株式会社
住所：〒669-6701
兵庫県美方郡新温泉町芦屋 100 番地
電話番号：0796-82-3171

製造業者：日本精機宝石工業株式会社
住所：〒669-6701
兵庫県美方郡新温泉町芦屋 100 番地
電話番号：0796-82-3171

【取扱説明書等を必ず参照すること】